

## 糸田町まちな魅力PR事業支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は糸田町まちな魅力PR事業の受託者を審査するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 事業内容

#### (1) 業務名

糸田町まちな魅力PR事業支援業務

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和4年9月30日までとする。

#### (3) 業務内容

別紙「糸田町まちな魅力PR事業支援業務仕様書」による。

※この仕様書は、事業者の提案内容を制限するものではない。

#### (4) 委託料の上限

18,040,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

### 3. 参加資格

本プロポーザルの手続きに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程のいずれにも該当しない者。
- (2) 契約締結までの間に、本町又は都道府県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始の申し立てがなされていない者。
- (4) 民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (6) 税を滞納していないこと。

- (7) 全国的に知名度のあるタレントを起用した自治体プロモーション実績があること。
- (8) 概ね過去2年以内に制作した、自治体プロモーション動画の再生回数が、本要領を開示した時点（令和4年4月1日時点）で、10万回を超える実績があること。
- (9) 制作する電子雑誌を、メディア内で掲載、発信ができること。
- (10) 糸田町の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

#### 4. スケジュール

項目	日程
公告	令和4年4月1日(金)
参加申込書提出受付期間	令和4年4月1日(金)から 令和4年4月14日(木)午後4時まで
参加承認通知日	令和4年4月15日(金)
参加申込書及び企画提案書に関する質問受付期間	令和4年4月1日(金)から 令和4年4月26日(火)午後4時まで
参加申込書及び企画提案書に関する質問回答日	令和4年4月27日(水) ※随時回答
企画提案書提出受付期間	令和4年4月15日(金)から 令和4年4月28日(木)午後4時まで
プロポーザル審査会による審査	令和4年5月9日(月)、11日(水)、12日(木)のいずれかを予定
受託候補者の決定	令和4年5月13日(金)
契約締結	令和4年5月中旬

※上記日程は変更する場合があるため、変更する場合はプロポーザル参加者全員に通知する。

#### 5. 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、糸田町ホームページから必要書類をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

##### (1) 受付期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月14日（木）午後4時まで。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。

(ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除く。また、最終日は午後4時まで)

(2) 提出方法

持参、郵便、宅配便のいずれかとし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

「12. プロポーザル実施事務局(問い合わせ・書類提出先)」に示すとおり。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し
- ④ 納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書)の写し(免税事業者等も要提出)
- ⑤ 業務経歴書(様式第3号)

(5) 参加辞退届

参加申込書等の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和4年4月28日(木)までに辞退届(任意様式)を提出すること。

(6) 参加承認等

本企画提案の参加承認の可否の連絡は、令和4年4月15日(金)に参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

6. 質問の受付等

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、電子メール又はFAXにより質問票(任意様式)を提出すること。ただし、審査に関する質問には応じない。なお、提出する際は、メールの件名又はFAXの件名に「糸田町まちの魅力PR事業支援業務委託公募型プロポーザルに関する質問」と付記すること。

また、受付期間外の質問及び質問内容が本プロポーザルによる審査を公平に保つことができないと判断した場合には、質問の回答はしない。

(2) 受付期間

令和4年4月1日(金)から令和4年4月26日(火)午後4時まで

(3) 問い合わせ先

「12. プロポーザル実施事務局(問い合わせ・書類提出先)」に示すとおり。

#### (4) 質疑の回答方法

質問の回答は、令和4年4月27日(水)までに糸田町ホームページにて公表する。なお、回答は随時更新していく。

### 7. 企画提案書の提出

企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景等の提案趣旨を明確に示し、糸田町まちの魅力PR事業支援業務仕様書に基づき作成すること。

#### (1) 提出期限

令和4年4月15日(金)から令和4年4月28日(木)午後4時まで。

受付期間は、午前8時30分から午後5時まで。

(ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除く。また、最終日は午後4時まで)

#### (2) 提出方法

持参、郵便、宅配便のいずれかとし、提出期限必着とする。

#### (3) 提出先

「12 プロポーザル実施事務局(問い合わせ・書類提出先)」に示すとおり。

#### (4) 企画提案書等の提出

- ① 企画提案書提出届(様式第4号)
- ② 会社概要書(様式第2号)(再提出)
- ③ 業務経歴書(様式第3号)(再提出)

概ね2年以内において、タレントを起用した自治体プロモーション動画及び冊子等に係る実績を別途添付すること。

- ④ 業務実施体制(様式第5号)
- ⑤ 本企画提案書(任意様式)

企画提案書は、業務内容の項目ごとに分けて記載すること。

- ⑥ 業務工程表(任意様式)
- ⑦ 見積書

業務内容ごとに積算根拠や内訳が分かるように記載すること。

#### (5) 作成要領

- ① 本企画提案書は、原則A4判、横書き、文字は10ポイント以上とすること。A3判を使用する際は折り込むことも可とする。
- ② 頁番号を記載すること。

## (6) 提出部数

正本1部、副本7部（ただし、正本には押印し、副本は正本のコピーで可）

## 8. 事業者の審査

### (1) プレゼンテーション

「糸田町まちの魅力PR事業支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査する。

- ① 開催日 令和4年5月9日（月）、11日（水）、12日（木）のいずれかを予定する。詳しくは後日通知します。
- ② 開催場所 糸田町住民センター2階 第2、3研修室
- ③ 実施内容
  - ア 1事業者あたり企画提案書の説明を20分、質疑応答10分以内の計30分（準備時間は含めない）を予定する。
  - イ 説明は企画提案書の要点を簡潔にまとめたものとし、追加資料の配布は認めない。
  - ウ プレゼンテーションに必要な機器及び通信回線等は提案者で用意すること。その際、スクリーンやプロジェクターが必要な場合は事前に連絡すること。
- ④ その他
  - ア 参加者側の出席は2名までとする。
  - イ 参加順序及び集合時間は、参加申込書を受理した後に電子メールにて連絡する。ただし、参加者が3者以上の場合はこの限りではない。

### (2) 審査方法

#### ① 企画提案書審査

参加資格の確認がされたものから提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会が別紙「評価基準」に基づき評価し、最高評価を受けた企画提案を行った者を受託候補者として決定する。

なお、最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、受託候補者として決定する。

#### ② 参加者が3者以上の場合

ア 参加者が3者を超える場合には、企画提案書のみによる審査（以下「1

次審査」という。)を実施し、上位3社により①の審査を行う。ただし、参加者が3者以下であった場合は、1次審査は行わないものとする。

イ 1次審査の評価は、事務局が行うものとする。

ウ 審査結果は、令和4年5月6日(金)までに電子メール及び書面で通知する。また、上位3者には電子メールにて、プレゼンテーション審査の集合時間も併せて通知する。

## ② 参加者が1者の場合

参加者が1者の場合でも、プレゼンテーションは実施する。

また、審査において、各審査委員の合計点の平均が6割を超えており、かつ、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を受託候補者として選定する。

## (3) 審査結果

審査結果は、令和4年5月13日(金)にすべての提案者に対して書面で通知する。なお、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

## 9. 委託契約の締結

委託契約については、受託候補者と契約条件を協議の上、契約を締結する。

なお、審査した優先提案者が辞退した場合、又は町との協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、契約を締結できるものとする。

## 10. 参加者の失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 書類の提出期限やその他本要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽があった場合。
- (4) 見積額が「2. 事業内容(4) 委託料の上限」に定める委託料の上限を超えるとき。
- (5) 審査委員会の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合。

## 11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類等の追加・修正・差し替え等は、一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書は受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提案にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。
- (6) 本プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

## 12. プロポーザル実施事務局（問い合わせ・書類提出先）

糸田町地域振興課 担当：松岡、原

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

TEL：0947-26-4025

FAX：0947-26-1651

MAIL：[chiiki@town.itoda.lg.jp](mailto:chiiki@town.itoda.lg.jp)

別紙

糸田町まちな魅力PR事業支援業務委託公募型プロポーザル審査基準

1. 審査項目及び配点

審査委員会において、審査は次の審査基準に基づき実施する。

評価項目		内容	配点
企画内容等	1. 実施方針	事業の目的に合っているか。 事業内容に関する理解度はあるか。	10
	2. 対象者の適正	糸田町の魅力をわかりやすく伝える内容であるか。	15
	3. 企画及び構成	企画の内容は、糸田町の魅力を発見・発信できるようなものになっているか。	20
業務遂行能力	4. 実施体制	担当者や責任者の配置を適切に想定しているか。	5
	5. 計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。	10
	6. 業務管理	担当者の守秘義務や、利用者の個人情報の取り扱い、苦情処理体制など業務を適切に遂行する体制を整えているか。	5
	7. 実績	過去2年以内において、自治体から類似の業務を受託した実績があるか。	20
経費	8. 優位性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。	15

## 2 評価点数

評価の際には、各項目の審査基準を参考とし、審査項目ごとに5段階で評価を行う。評価の際には、「十分である」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価にはそれぞれ対応する基準となる点数を設け、当該項目の得点とする。

評価	5点	10点	15点	20点
とても優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
十分である	3	6	9	12
劣る	2	4	6	8
とても劣る	1	2	3	4